

Houjin



いせさき法人会報

2024.1.1 No.290



主な記事

- 年頭あいさつ 2~4
- 税についての作文コンクール法人会長賞 5
- 令和6年度税制改正に関する提言(要約) 6~9
- 人物往来 11
- 行政情報 12~15
- 税に関する絵はがきコンクール入賞作品 16・17
- 青年部会・女性部会 20~22
- 前橋地方法務局からのお知らせ 23
- 行事予定・コラム 24

甲辰(きのえ・たつ)

あけましておめでとうございます。

今年は、甲辰(きのえ・たつ)です。昭和39年生まれの方は、今年選暦を迎えます。誠におめでとうございます。十二支の中で辰だけが唯一架空の動物です。なぜ干支に加わったのかは諸説あるようですが、権力の象徴として、また縁起の良いものとして十二支のひとつになったのかもかもしれません。いずれにしても権力を持つものは、平和を第一に考えていただきたいものです。世の中の安寧を祈念申し上げます。
(文:事務局)



一般社団法人

伊勢崎法人会

tel 0270-23-8453 fax 0270-23-4891
e-mail houjin84@eos.ocn.ne.jp



年頭御挨拶

一般社団法人 伊勢崎法人会 会長 橋本 公章

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、心新たに清々しい新春をお迎えられたとお慶び申し上げます。私は昨年5月の総会並びに理事会において、承認されました伊勢崎法人会会長の橋本です。このような重責を果たして私に務まるのか、まったく自信のない中での出発でしたが、皆様方の絶大なるご協力をいただき、何とか新年を迎えることが出来ました。ここに厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は昨年5月に第5類に分類され、脅威は少し薄れたかと思いましたが、まだまだ油断ならない日々が続いております。また、ロシアのウクライナ侵攻に加え、イスラエルとパレスチナ紛争と眼を覆いたくなるような出来事が起こり、原油、ガス、穀物等の価格上昇が止まらない中、円安も重なりコロナ前の経済回復景気には、もう少し時間がかかるのではないかと思ひながら、越年いたしました。

このような状況ではありますが、伊勢崎法人会は1,850社を超える法人が加盟する管内でも大きな団体です。法人会の基本理念は、「正しい税知識を身に着つけ」、「よりよい企業経営を目指す」経営者の皆様を支援する健全な納税者の団体であり、伊勢崎税務署と強固なパートナーシップの下、健全な納税者団体を構築しております。

本会では、各委員会、部会とも活発な活動をしており、法人会の経理、事務の管理、納税表彰等の企画、税制改正の要望活動、視察研修や講習会等を行っております。

また、伊勢崎税務署管内の法人数は5,200社を超えると聞いており、法人会加入率は約36%です。引き続き会員の増強に取り組んで参りますので、役員をはじめ会員皆様方のご協力をお願い申し上げます。

さらに、青年部会は、租税教室を通して小学生に税の仕組みや大切さをわかりやすく伝えております。法人会員のなかには、あの先輩の講義を教室で受けました、という話も聞きました。まさに面目躍如です。また女性部会は、公開セミナー、視察研修会、市議会傍聴等、様々な形で法人会活動の一翼を担っていただいております。

昨年は、法人会全国大会の会場が本県の高崎芸術劇場で開催されました。全国から1,500人を超える法人会員の皆様が来県され、本会女性部会の艶やかな和服姿で会場を盛り上げていただきありがとうございました。本会皆様のご協力に改めて感謝いたします。

まだまだ厳しい現状ではありますが、会員皆様の英知を結集し、一致団結して乗り切っていきたいと存じます。

結びに、皆様方の益々のご繁栄とご多幸を祈念申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。



新年のあいさつ

伊勢崎税務署長 大辻 秀幸

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人伊勢崎法人会の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。また、昨年中は、橋本会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営に対し、格別のご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、児童・生徒に税金への理解と関心を深めてもらうため「租税教室」を数多く実施していただいたほか、「税に関する絵はがきコンクール」を開催していただくなど、租税教育の充実に積極的に取り組んでいただき、感謝申し上げます。また、社会貢献活動の一環として法人会公開セミナーの開催、税を考える週間記念事業の上映会の開催、本町通りにおける「花いっぱい運動」など様々な活動を展開されており、深く敬意を表します。

さて、近年、経済社会の変化やデジタル技術の発展の影響さらに、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広がっています。国税庁では税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進のため、令和5年6月に「税務行政の将来像2023」を公表しております。

従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づき、納税者の皆様の利便性の向上を図るため、納税者目線から各種申告や届出・申請等の手続の見直しを進めております。

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向け、e-Tax等の利便性の向上及びキャッシュレス納付の更なる推進、年末調整手続きの電子化など、利用者目線に立って納税者サービスを見直してまいります。

これらの変化や課題に対応していくためには、法人会をはじめとする皆様のお力添えが不可欠であり、法人会の皆様には、今後とも税務行政の良き理解者として一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

まもなく、所得税等の確定申告が始まります。本年も、メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎3階を申告相談会場として、2月16日から3月15日までの間、申告相談等を実施いたします。昨年と同様、入場整理券方式により混雑緩和を図って参りますが、申告に当たっては、税務署へ出向くことなく、インターネットを利用することにより、申告や納税などの各種手続きが行え、自宅から送信できるe-Taxとりわけ「スマホ申告」をご利用ください。

マイナポータルと連携することで、年金の収入や医療費、ふるさと納税に係る証明書などのデータを取得し、申告書へ自動入力、自動計算することが可能です。令和5年分からは、事業者よりe-Taxで税務署へ提出された給与所得の源泉徴収票に係る給与情報についても自動入力の対象となっております。

なお、納付については、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付を是非ご利用ください。

また、昨年の10月1日から消費税の「インボイス制度」が導入されています。インボイス制度を機に新たにインボイス発行事業者の登録を受けた方は、消費税の申告書の提出が必要となりますので、早めに準備いただき、期限内申告をお願いいたします。

結びに当たりまして、一般社団法人伊勢崎法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

税についての作文

伊勢崎佐波納税貯蓄組合総連合会及び国税庁並びに群馬県が募集しました中学生及び高校生の「税についての作文」は、当管轄下の中学校14校から1,484編、高等学校5校から778編もの応募があり、審査の結果、伊勢崎市立宮郷中学校3年田口茉央さん並びに群馬県立伊勢崎高等学校1年井野竣介さんが一般社団法人伊勢崎法人会長賞を受賞しましたので、その受賞作品をご紹介します。

《一般社団法人 伊勢崎法人会長賞》



税金の使い道

伊勢崎市立宮郷中学校 3年

田口 茉央さん

「税金」と一言で言っても、様々な種類があります。身近なものだと国税として所得税や法人税、消費税、酒税、たばこ税などがあります。最近知ったのは地方税で、住民税、事業税、地方消費税などがありました。私にとって身近な税は消費税ですが、両親や周りの大人はそれ以外にも定期的に税金を納める納税をして私たちの生活を支えてくれています。そして税金は種類も様々ですが、「使われ方」にも色々ある事も最近知りました。自国の為だけに使っていると思っていたお金はアフリカの国々や発展途上の国々にも海外支援として使い、さらなる発展に役立っているそうです。海外支援は国際社会の平和、日本のプレゼンスと日本への信頼、日本に有利な国際環境、相互依存をメリットとし、また理由として行われていますが、デメリットも多く、現在日本の財政は苦しくなっており、良い状況であるとは言えません。海外に負担をしている分、日本の予算が少なくなったり、国内の景気が悪化してしまったりという問題があります。ニュースでもよく報道される物価の上昇や給料の減少が地域関係無く全国で起こっています。さらにそれ以前から日本の課題の一つとなっている少子高齢化の対策にも目を向けていかなくてはなりません。ここまでの課題や財政の現状を見ていると、海外支援の為に他国へ寄せているお金の使い方を考え直すべきではないかと思いました。令和5年度当初予算の資料では国に入ってくるお金は114兆3,802億円で、その中の約6割が税金で補われているそうです。そしてその中から海外へと支援される金額は2023年のODA予算で5,709億円と、ODA支援国ランキングで1位のアメリカ、2位のドイツ、3位のイギリスに続いて世界でも上位を保っています。過去には十年間にも渡って日本が世界最大の援助国として活躍していたこともありましたが、しかし最近こうしてODA予算が減少している背景には、内閣府の行う、外交に関する世論調査で開発途上国に対する資金や技術協力などの経済協力について消極的な姿勢を見せた人が全体の七割以上を占めていること、その理由が我が国の財政状況がよくなからというものであることも挙げられるそうです。私もこれを見て、その通りだと思いました。日本と並ぶODA支援額上位国は、自国の経済が十分に潤っていて、その上で他国にも協力しているのに対して、日本は自国よりも他国を優先したり無理をしったりして協力しているように感じました。支援に回しているお金を、保育費・教育費の無償化、老人ホームなどの介護施設と設備の改善、若い働き手の少ない介護関係者への待遇改善をするために使うべきではないかと思えます。持続可能な社会など世界規模の問題の解決にも協力しながら、それでも一番に考え見つけ直していくべきは、国内の課題を解決するための税金の使い道だと考えます。



なぜ人々は税を負担するのか

群馬県立伊勢崎高等学校 1年

井野 竣介さん

最近、税に対して不満を持つ人が多いように感じる。SNSで、「総理が増税しようとしている。」「増税ではなく減税しろよ。」など、辛辣な意見も多く見られる。なぜ人々は増税について文句を言うのか。昔の僕には分からなかったが、今の僕には理解できる部分がある。

国民が納めた税は、福祉などの公共サービスや学校、図書館などに使われていることは知っている。つまり、納めた税はお金から建物やものにかたちを変えて私たちの暮らしを支えていることが分かる。それによって、私たちの生活はどんどん豊かになっているのに、どうして税の負担に対して文句を言う人が多くいるのか。もちろん、貧しい人々にとって、数少ないお金の中から更に税を負担することに不満をもつ人がいるのも分かる。時々、こういう言葉を聞かないか。「日本に生まれて良かった。」「日本は他国に比べて環境が良くて安全な国だ。」と。僕自身も、日本に生まれて良かったと思う理由には、犯罪に対する法律などが確立されていることが挙げられるが、税も日本がより良い国に導いていると思う。他国も日本と同じように税負担があるが、その税率には、ばらつきがある。例えば消費税が十パーセントの日本に対し、ヨーロッパ諸国は二十パーセント、台湾とカナダでは五パーセントなど、地域や国によって大きな差があることが分かる。

中学校のときに、公民の授業で「大きな政府」と「小さな政府」について学習した。大きな政府とは税負担が大きい、福祉やサービスが充実している国を指し、小さな政府とは税負担が小さい、福祉やサービスもそれほど充実していなく、いわゆる低福祉と呼ばれる国を指す。あなたはどちらの政府を目指したいですか。僕は迷わず「大きな政府」と答える。理由は福祉やサービスを充実させることによって助かる人も出てくると思うからだ。日本の平均寿命が長いのは、充実した医療や公共サービスのおかげであり、それらを支えているのが税金である。

税を負担することが嫌だという意見も分かる。一生懸命に働いて得た収入を全て自由に使うことは出来ないけど、国民が税を負担し合い、社会環境が充実して、より豊かな日本で暮らすことが出来れば、僕は税負担に対して嫌だとは思わない。

人々はより豊かな環境、居心地のよい社会で暮らすために、日々、税を負担している。多くの人が税負担に対して不満を持つことなく生きるためには、政府が税の使い道を慎重に審議して、国民から得た税金を国民の為に使用するべきだと思う。限られた税金をどのように有効活用すれば良いかが求められている今、政府が国民の期待に応えることが出来れば、国民の税に対する考えが、変わるかもしれない。

令和6年度税制改正に関する提言 (要約)

- 財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・ コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- ・ 岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

- ・ 歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。
- (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇などに

多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・ 「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。
- ・ 社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

(4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

(6)少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するた

めに、制度の運用に当たっては個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めているかなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3)中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小

企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1)事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3)取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1)インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納

税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べてラスパイレース指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

・近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応

などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ① 役員給与は損金算入とすべき
 - ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 交際費課税の適用期限延長
- (3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
 - ① 基幹税としての財源調達機能の回復
 - ② 各種控除制度の見直し
 - ③ 個人住民税の均等割
- (2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年 3.40→令和2年 2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- (2) 経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・

商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
 - ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
 - (3) 超過課税
 - (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 森林環境税
令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。
- (3) 電子申告
国税と地方税とのシステム連携が必要

以上

Shining person

運営会社 **Infini T company 合同会社**

代表社員 堀田 享

伊勢崎市上田町93-3 TEL 0270-50-0740

X PARK1510(クロスパーク イチゴイチエ)は2023年5月にオープンした群馬県初の民間運営の時間貸しの体育館です。

日常に『ワクワク』を添える場所として、屋内競技場としてはもちろん、企業説明会、パーティー、結婚式など体育館という枠を超えてイベントスペースとして自由な発想でご利用いただける場所です。

誰でも気軽にふらっと立ち寄れる自由な空間。

新たな出会い、新たな体験に『ワクワク』する感覚を味わいに来てください！

企業様の福利厚生施設としてのご利用も可能。

社内運動会、会社のレクリエーション、サークル活動などにもご利用いただけます。



年中無休(2023年11月現在)
営業時間 9:00~23:00

貸切団体ご利用時間以外は自由にお使いいただけます！

2024〈令和6年〉 税務カレンダー

1月

- 12月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付 1月10日(水)まで
- 納期特例の適用を受けた7月~12月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付 1月22日(月)まで
- 11月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付 1月31日(水)まで
- 11月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付 1月31日(水)まで
- 5月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付 1月31日(水)まで
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付 1月31日(水)まで
- 2月末決算法人(年3回の場合)
- 5月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
- 8月末決算法人(年3回の場合)

2月

- 1月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付 2月13日(火)まで
- 12月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付 2月29日(木)まで
- 12月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付 2月29日(木)まで
- 6月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付 2月29日(木)まで
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付 2月29日(木)まで
- 3月末決算法人(年3回の場合)
- 6月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
- 9月末決算法人(年3回の場合)

3月

- 2月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付 3月11日(月)まで
- 1月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付 4月1日(月)まで
- 1月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付 4月1日(月)まで
- 7月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付 4月1日(月)まで
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付 4月1日(月)まで
- 4月末決算法人(年3回の場合)
- 7月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
- 10月末決算法人(年3回の場合)

人物往来



有限会社 齋藤商店

【所在地】佐波郡玉村町上之手1602

【TEL】0270-65-2081

代表取締役 齋藤 佳久



弊社は昭和48年7月3日に父が創業し、昨年50周年の節目を迎え今年は51年目の新たなスタートを切りました。

当初父が個人で建材業を営んでおりましたが、法人化した後にオイルショックを経験し建材業だけでは長期的にリスクが高いと

考え昭和59年3月より不動産賃貸業も開始しました。

私は平成9年5月に東京から戻り会社に入社。平成12年6月に先代から代表取締役社長に就任し現在に至っております。先代の見立てとおり建材業は5年前に事業撤退し、現在は不動産賃貸業に集約しております。

大家は24時間365日対応しなくてはならず大変なところもありますが、お客様には自分が借りたいと思う物件の提供をモットーに心がけております。具体的には、

- ①リフォームや日々の清掃で物件の魅力度アップ
- ②お客様の求めをキャッチする。
- ③入居後も親切丁寧な対応です。

特に学生向けの物件では遠方から一人暮らしをしている学生さんが多く、どんな小さな事でも親代わりと思い親身に対応しております。

今後も地域密着型でお客様を笑顔でお迎えし、一人でも多くの方に理想の住まいを提供する会社を継続していきたいと考えております。

有限会社 高野自動車

【所在地】伊勢崎市東町2677番地5

【TEL】0270-62-2162

代表取締役 高野 純一



弊社は、昭和49年に現会長である高野成一が創業し、現在2代目である社長の高野純一が平成17年に法人設立をしました。

自動車整備工場を営み、自動車修理、新車販売、中古車販

売で売上を伸ばしています。

親切、丁寧、迅速な対応がモットーで、地元の方々に愛されたことで多くのお客様が増えました。

今後の弊社の展望については、自動車業界における新技術の導入や環境問題への取り組みが重要な課題となっています。

自動車運転技術やEVシフトなど、自動車業界は大きな改革期を迎えています。

弊社もこれから、これらの新技術を積極的に取り入れ、お客様により良いサービスを提供できるよう努めてまいります。さらに、地域のお客様に愛される店舗づくりを目指し、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、皆様のご来店を心からお待ちしております。

臂市長・長沼議長へ

令和6年度税制改正に関する提言活動

令和5年11月27日(月)午後2時から橋本会長及び下田副会長が、臂 泰雄市長と長沼宏泰市議会議長を訪問し、「令和6年度税制改正に関する提言」活動を行いました。これは、全法連や各单位会活動の一環で毎年、地元国会議員、首長及び議長に提言書を提出するものであります。ここでは「地方のあり方」に関する提言内容について、次のとおりお知らせいたします。(要約は、本紙面P6～P9参照)

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図っていく必要性はコロナ禍を通して十分に認識された。前述したように、様々な矛盾を内包する医療制度や東京一極集中など、そこで浮き彫りになった課題を一つ一つ解決していくことは、地方のあり方を考える上で極めて重要である。

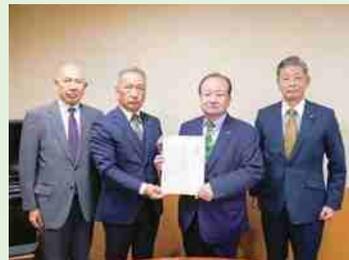
地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

残念ながら、現状ではこの理念とはかけ離れたようなケースが少なくない。例えばコロナ臨時交付金を使用されず基金に回っている可能性があるとの指摘がなされている。実際、一部自治体では財政調整基金があつという間にコロナ前の水準を回復したという。そもそもPBが黒字である地方が、コロナ対策で財政を著しく悪化させた国に依存する姿は大きな矛盾と言わざるを得ない。

「ふるさと納税制度」にも問題が多い。昨年度の納税額が過去最高の1兆円に迫る水準に達しており、返礼品競争規制策の効果が低いことを証明している。税収の流出額が大きく同制度を批判してきた自治体が、我慢も限界にきたとして返礼品競争に参入する例も出てきた。住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。と、強く要望しました。



橋本会長から臂市長(中央)へ



長沼議長(右から2人目) 藤生副議長(右)

マイナンバーカード × マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力

ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪

Before



書面の控除証明書等を・・・

- ✓ 収集して管理・保管
- ✓ 1件ずつ確認して入力
- ✓ 書面で提出

After



全部データで完結するから・・・

- ✓ 書面の管理・保管が不要
- ✓ 申告書に自動入力
- ✓ e-Taxでデータ送信



令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

NEW

給与所得の源泉徴収票※

公的年金等の源泉徴収票

株式の特定口座



控除関係

医療費・ふるさと納税

生命保険・地震保険

社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)

NEW

NEW

iDeCo・小規模企業共済掛金

住宅ローン控除関係

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

マイナポータル連携を利用するための準備は次項をご確認ください

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「[マイナポータル連携特設ページ](#)」をご確認ください。



マイナポータル連携を利用するには？

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備が必要**です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「[マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備](#)」をご確認ください。

事前準備の詳細はこちらから



！ 事前準備には、以下のものがが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
(又はICカードリーダー)



！ 事前準備はお早めに！

事前準備を行った後、実際に証明書等のデータを取得できるようになるまで数日を要する場合があります。確定申告前にお早めのご準備をお願いします。(マイナンバーカードの取得もお早めに！)

！ 「給与所得の源泉徴収票」情報の自動入力について

「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、マイナポータル連携に係る事前準備のほか、e-Taxのマイページで情報の取得を希望する旨の登録等が必要です。

詳しくは国税庁HPの特設ページをご覧ください。

特設ページはこちらから



確定申告書の作成

事前準備が完了したら、国税庁HPの「[確定申告書等作成コーナー](#)」から、**マイナンバーカードを使ってe-Tax!** マイナポータル連携を利用して確定申告書を作成できます！

作成コーナー



確定申告書等作成
コーナーはこちらから



自動車税(種別割)のお知らせ

◆4月1日現在の所有者に課税されます

4月1日現在の車検証上の所有者に自動車税(種別割)が課税されます。
(売主が割賦販売等で所有権を留保している場合は、買主である使用者に課税されます。)

◆自動車の名義変更・住所変更は3月31日までをお願いします

自動車税(種別割)は4月1日現在の車検証上の情報をもとに課税されます。
お使いだった車を下取りに出した場合、お引っ越しされた場合などは、
車検証も必ず変更してください。

納税は口座振替が安全・便利・確実

●複数所有の自動車も、一括振替します！

自動車を複数台お持ちの場合、1回の手続きで同一名義の自動車すべてを口座振替に
できます。振替日は納期限(5月末日)(納期限が土日の場合は後ろにずれます。)

●自動車買換でも振替は継続します！

所有者の住所・氏名に変更がなければ、自動車を買換えても、そのまま口座振替
が継続されます。

申込はがき配布場所

◎行政県税事務所

◎自動車税事務所

◎市町村

◎各金融機関窓口(ゆうちょ銀行除く)など

※申込はがきは郵送でもお送りします。お気軽にご連絡ください。

お申込みは、専用の申込はがきに必要事項を記入し、
郵便ポストに投函してください。

次の納税(令和6年5月末)から
ご利用する場合
令和6年2月末<必着>まで



群馬県TAX
ホームページ

- 軽自動車税(種別割)の申し込みはできません。
お住まいの市町村にお問い合わせください。
- 個人の事業税についても、口座振替が可能です。
併せてご検討ください。

◎問い合わせ先

◇伊勢崎行政県税事務所 TEL 0270-24-4350

◇群馬県自動車税事務所 TEL 027-263-4343

外国籍の従業員（派遣含む）を 雇用する法人の皆様へ

従業員の方に対して、周知等のご協力をお願いいたします。

◎群馬県の税金を分かりやすく解説する動画を作成しました。



自動車税でお問合せの多い事例

（車を手放したのに自動車税の納税通知が届いた）を「税金お悩み相談部」が解決していきます。

部長や部員たちの活躍を是非ご覧下さい！

（登場人物はフィクションです。）

次の言語で字幕が作成されています。

（ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、中国語、英語、日本語）

○日本語版

<https://www.youtube.com/watch?v=3TggcZzJrfM>



○ポルトガル語版

<https://www.youtube.com/watch?v=zdZIDKNkIhw>



◎多言語による生活情報

群馬県ホームページに多言語（英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、スペイン語、やさしい日本語）でお知らせを掲載しています。

「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」へのリンクがあります。

群馬県HPアドレス（多言語による生活情報）

https://www.pref.gunma.jp/03/ci11_00360.html



また、地域FMにて、県政番組「まん中ぐんま元気情報」として、各種ぐんまの情報をお届けしています。外国人向けの生活情報も多言語で放送しています。

<https://www.pref.gunma.jp/page/214433.html>



～ポッドキャスト配信も開始しました～



Apple Podcast



Google Podcast



Spotify Podcast

税務署長賞



北二小 森 早希さん

法人会長賞



殖蓮小 斎藤 唯花さん

伊勢崎市教育長賞



赤堀南小 井田 桜瑚さん

玉村町教育長賞



玉村小 櫻井 寛也さん

青年部会長賞



殖二小 田中 夢菜さん

女性部会長賞



赤堀南小 藤生 悠季さん

令和5年度 税に関する 絵はがきコンクール

令和5年度税に関する絵はがきコンクールは、伊勢崎税務署管内の小学校19校（伊勢崎市16校、玉村町3校）から864点の応募がありました。10月末までに伊勢崎税務署長をはじめ関係行政機関職員並びに伊勢崎法人会役員が作品の審査を行い、入賞作品36点を選定。11月30日（木）に金賞以上の16点の受賞者を対象に表彰式を行いました。ここに、銀賞以上の入賞作品36点をご紹介します。



審査の様子

金賞



殖蓮小 田中 悠翔さん



三郷小 内田 誓真さん



坂東小 多賀谷 彩音さん



宮二小 笠島 凜さん



赤堀東小 森 萌彩子さん



赤堀東小 長澤 花莉さん



赤堀小 清家 幸乃さん



赤堀小 宮谷 咲弥さん



境剛志小 福田 陽菜さん



芝根小 古厩 珂代美さん



殖蓮小 小林 蘭さん



殖蓮小 山本 杏さん



茂呂小 福田 葉子さん



茂呂小 平岡 杏理さん



茂呂小 柳田 彩希さん



北二小 池田 梨桜さん



北二小 静 希さん



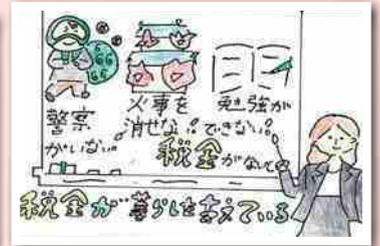
宮二小 井部 莉里花さん



赤堀小 津布工 陽翔さん



赤堀小 平川 ありさん



赤堀南小 吉崎 ゆり奈さん



赤堀南小 高橋 結玄さん



赤堀東小 新井 眞優さん



赤堀東小 関口 朔真さん



境小 福本 悠日さん



境剛志小 長谷川 涼さん



玉村小 鈴木 はるかさん



芝根小 板垣 芽衣さん



芝根小 那波 花音さん



芝根小 斎藤 妃莉さん

伊勢崎法人会の2023年を写真で振り返る

2023年(令和5年)は、4年目のコロナ禍の中で新年を迎えましたが、3月には侍ジャパンがアメリカを下し3年ぶり3回目のWBC制覇を果たし、中でも9回表2死で大谷投手とトラウトとの場面は圧巻でした。また、10月には藤井聡太九段が竜王の座を奪取し八冠を達成。しかし、明るいニュースがあるなかで、ウクライナ情勢は未だに停戦の兆しがなく、10月にはイスラエルとハマスの戦闘勃発、一日でも早い終息を願うばかりです。

2023年の5月にコロナウイルスは、5類へ移行しましたが、収束までには至っておりません。そのような中2023年の本会の活動を振り返ってみましょう。



公開セミナー (株)原田 原田節子氏
(1月21日 最高の一)



講演会・新年会
(1月23日 プラザアリア)



決算期別説明会 税務署(中塚総括)
(1月24日 伊勢崎商工会議所)



女性部会新年例会
(2月9日 プラザアリア)



青年部会新年例会
(2月15日 ニューいづみ)



広瀬川クリーン
(4月1日)



女性部会総会
(5月11日 プラザアリア)



青年部会総会
(5月17日 ニューいづみ)



通常総会
(5月25日 ニューいづみ)



租税教室 女性部会 杉原部会長
(6月9日 三郷小)



ゴルフコンペ
(6月13日 玉村ゴルフ場)



租税教室 青年部会 神林理事
(6月19日 宮二小)



花いっぱい運動
(6月27日 足銀東側)



女性部会視察研修
(7月7日～8日 江之浦測候所)



決算期別説明会 税務署(吉田総括)
(10月5日 伊勢崎商工会議所)



群馬大会
(10月18日 高崎芸術劇場)



税を考える週間記念事業
(11月16日)



玉村町産業祭
(11月19日)



絵はがきコンクール表彰式
(11月30日 ニューいづみ)



伊勢崎シティマラソン
青年部会 矢島理事 (12月3日)

役員視察研修

9月13日(水)~14日(木)

東寺・湯葉「いそべ」・京セラ美術館・おごと温泉(湯元館)・ラ コリーナ近江八幡・醍醐寺・稲盛ライブラリー

本庄早稲田駅6:25発 京都駅9:51着。国宝五重塔に迎えられ、国宝講堂には21軀の国宝、立体曼荼羅。見逃してしまう優美な国宝、大師堂(御影堂)と国宝大師像。観智院の重文「五大虚空蔵菩薩像」も必見。昼食は事務局の高木さんがネットで探して自家製湯葉料理の「いそべ」(絶品です)

京セラ美術館は、昭和天皇の即位を記念して建てられた公立美術館として日本で最も古い建物です。2020年春、伝統と革新が交わり進化する京都に100年後の未来を見据えて再整備され、京セラ(株)と50年間、約50億円のネーミングライツ契約結びました。

今回、ルーブルの名画に宿る愛のストーリー 73点が京都に!! 情熱や欲望、官能的な喜びそして苦悩や悲しみ、無償の愛…、西洋の本能的表現を目の当たりに。



宿は4回目となる『おごと温泉「湯元館」』、会長が出迎えの歓迎。地産地消の食材を扱い地域愛に溢れたメニューでした。朝は、バスの中でのお見送り、グループ全体で今期最高の売り上げを達成した祝賀会のことを顔なじみの仲居さんが、嬉しそうに話されていました。

宿を後に、琵琶湖大橋を渡り、ラ コリーナ近江八幡で1時間。2023年1月11日バームファクトリーオープン、壁にはインテリアとしてのかつての木型などを鑑賞しながら充実したお土産をゲット。(バラ売りもおすすめとか) 昨年、創業家の十代目として生まれ、たねや三代目、山本昌仁著「近江商人の哲学「たねや」に学ぶ商いの基本」を求めたブースに人は疎ら。ラ コリーナ近江八幡の設計者は、発想・デザインなど哲学に裏付けられた建築家藤森照信氏です。藤森氏の最高傑作との呼び名も高い建物です。

和菓子のプロ飯塚研修委員長の和菓子への思い(白餡・小豆餡・どら焼きなど)のレクチャーとともにラ

コリーナ近江八幡から816年に創建された醍醐寺へ。秀吉による「醍醐の花見」や京都府最古の国宝「五重塔」で有名です。下醍醐・上醍醐と広大な境内は世界遺産であり国宝2点、重文5点。歴史の巨人と称される名刹ですが、平成30年の台風21号で大木が倒れ、現在も上醍醐は立入禁止。空海や秀吉との縁、桜の季節には花見客であふれる醍醐寺の復興を祈りつつ、「稲盛ライブラリー」へ。昼食は、京セラから徒歩1分のパルスプラザ2階「まどい食堂」のビュフェ。

2022年8月24日90歳で旅立たれた稲盛和夫氏。著書の「生き方」「アメンバー経営」など販売数は、2,200万部を超え、その内63%は中国語版。分塾の会員数17,194人。中国では経営者であり、かつ哲学者、宗教者の両面を持ち合わせている稀有な人物として尊敬されています。元盛和塾事務局の池田氏が丁寧にご案内くださいました。

西郷隆盛を崇拜し、「敬天愛人(天を敬い人を愛す)」を掲げています。参加者からは最高の研修との声が…。

2023年で来訪者は2万人を越えたそうです。駐車場には中国の皆様のお客様のバスがありました。

稲盛財団を60歳で立ち上げ「稲盛賞」を開設したが、松下幸之助氏に「生意気」と指摘され、「京都賞」に。第二電々では1,500億円のうち1,000億円を出資。日本の通信費が世界に比べ高く、競争力がないことに対し、徒手空拳で立ち上げる。社員も反対する中、考え抜いて「動機善なりや私心なかりしか」の心境に至り動く。

78歳でJAL再建。当時前原氏から頼まれ三回目まで承諾。京セラではリストラをしたことのない稲盛氏は、苦渋の決断をする。NTT問題と同様に競争力のない航空業界にはしたくないと語られた。

京都に行かれたらぜひ「稲盛ライブラリー」を訪れてください。



法人会のお陰で本物に出会う機会に恵まれました。本物は考える力、生きる力、やり抜く力が湧いてきます。すべてが栄枯盛衰の流れの中、仲間との絆を大切に、「ありがとう」と「笑顔」で法人会活動に関わって参りましょう。(研修委員会副委員長 杉原 みち子)

女性部会

第98回 ウオッチザ議会

9月7日(木)午前10時 増田久子さんと傍聴。議会議員の質問を通して、伊勢崎市の施策の方向性を知る良い機会です。

●地球温暖化対策について

脱炭素の取り組みは、第3次地球温暖化対策実行計画に基づき、公用車308台を順次電気自動車等に買い換える。また、2030年度までに公共施設の50%に太陽光発電を設置し、取り組んでいく。

●こどもまんなか応援サポートについて

こども家庭庁が推進する活動で、子供たちが健やかで幸せに成長できる社会を実現する「こどもまんなか宣言」をすることは、伊勢崎市の姿勢を示すのに有効であることから今後十分検討していく。

●带状疱疹予防接種費用助成について

令和5年度から65歳以上の市民へは、生ワクチン接種4千円、不活化ワクチン1回当たり1万円を助成。令和6年度以降、対象年齢を50歳以上とする方向で調整を行っていく。

●フリースクールへの支援について

群馬県教育委員会が令和5年度からフリースクール等支援事業補助金制度を開始。今後、国や群馬県の動向を注視して調査研究をしていく。さらに、不登校の子供たちが自立していけるよう学習支援の充実にも努める。

●ごみ減量化について

伊勢崎市のごみ総排出量は減少傾向にあるが、1人1日当たりのごみ排出量全国平均の890gに対し64g上回っていることからごみ減量化は、重要課題である。引き続きごみ分別やりサイクル方法などの周知啓発を行い、減量化と再資源化に取り組んで行く。

●I S E C Aについて

継続利用により加盟店等におけるキャッシュレス決済がデジタル化の普及につながり、利用者、加盟店、行政の三者におけるDX推進の成果が期待できる。

●発達障害の傾向がある児童への対応について

現在、こども発達支援センターにおいて、保育所等協力支援事業として保育施設を対象に、専門的な助言、指導を行い、集団生活に適應できる環境を整える事業を展開している。今後、配慮が必要な児童が増加すると思われる状況においては、対象を小学校まで拡充できるよう積極的に検討していく。

(あとがき)

今回の一般質問においてもごみ減量化に向けた質問が行われた。伊勢崎市も「STOP 食品ロス」のポスターで啓発を行っている。全国法人会においてもマスコットキャラクターを用いたグッズで「買い物前に冷蔵庫のチェック忘れずにね」「食品ロスを減らそう!」のスローガンの下、食品ロス削減への取り組みを行っている。

本会では毎年度、2回の公開セミナーを開催。青年部会及び女性部会がそれぞれ担当しており、女性部会では令和6年1月20日(土)午後2時から「最高の一日(喜多町29-1)」で(株)office3.11代表の井出留美氏による『食べものが足りない! ~捨てられる食べものたち~』と題しての講演会を行います。法人会会員の有無は問わず、どなたでも聴講できます。この講演会がごみと食品ロスの削減の一助になればと考えております。ぜひお出かけください。(女性部会長 杉原 みち子)

第48回花いっぱい運動(社会貢献活動)

11月28日(火)午前8時、花いっぱい運動は、暖かく、風もなく極上の花植日和。事務局、福島社長、部会員含めて11人で「楽しい汗をかく」作業に勤めました。古希を迎えた福島社長は、益々洗練されたデザインを指示され、美意識豊かなメンバーと喧々諤々、コラボし、これまでにない最高のガーデンが完成!!(全員納得)

妥協しないことは、大切ですね。途中、福島社長の姿が見えなくなったので心配していたら「頭を冷やしていた」と冗談とも本気とも思えない発言。(実は、トイレタイム?とか)こんな会話が出るのも長いお付き合いがあつてのこと。予算を度外視した社長のボランティア精神には頭が下がります。

兎にも角にも繁茂したカンナの伐採にエネルギーを費やしました。快感です。終了11時。事務局が用意した温かい飲物で元気回復、笑顔で解散。

イルミネーション、初市とぜひご覧ください。

花木は、ノースポール、サクラ草、パンジー、ストック、葉ボタン、金魚草、ゴールドクレストトピアリー(うさぎ型・玉造)などですが、サクラ草は、寒さに弱いのでお早めどうぞ!!平成11年11月23日勤労感謝の日に汗を流そうとスタートした事業です。令和6年度は節目の50回目を迎えます。体力の続く限り頑張ります。(女性部会長 杉原 みち子)



女性部会

第3回ランチタイム研修

10月5日(木)午前10時50分 林牧場農家レストラン「福豚の里 とんとん広場」に部会員18人が集合。

伊勢崎ICから約20分。こんなに身近な所にステキな隠家があります。(現在ではNHK、フジTV、TBSなどで露出中)

1961年 ご両親が1頭の豚をイギリスから輸入

1985年 二代目邦夫氏が「お客様の近くでこのおいしさを伝えたい」と、「とんとん広場」を開設。もう40年近く努力、進化し続けているのですね。

車で2~3分の場所に林さんが自らブルドーザーで開発した「ざわざわの森」。モダンでオシャレな木造の研修棟の2階で林きみ代会長の半世紀を伺いました。子供の頃にNHKの取材があり、朗読がうまいとほめられたことがきっかけで東海大学入学。アナウンスコンテストに参加をしたり、東京アナウンス学院で学び群馬テレビに入社。録音業務(テープ1本3,000円)で声をお金にすることを学んだそうです。カインズのオープニングを15年間務めた(お母様がつきそい)。東京ディズニーランドでも学ばせてもらったそうです。

「かつ亭」を4店舗開店。諸問題があり、早々に閉めたが閉めるのは大変。1,200万円の損金。だがダメだと思ったら決断するとの発言は重く響く。

林牧場社長の弟さんから「苦しかったら俺に相談しろ」と応援されたとのこと。

武者小路実篤の「仲良きことは美しきかな」の言葉がよぎりました。

息子さんは、四万十川にある「モクモク」の社長にあずけて修業、その後ドイツでも修業。数多くの受賞に輝いています。

講話の中で会場がざわついたのは息子さんへの事業承継における息子さんとの葛藤、お嫁さんへの感謝でした。

中小企業では、良くも悪くもつきもので皆、身につまされました。涙が浸みましたが、人はそこで成長するのですね。

赤城山を世界に誇る生ハムの産地に!!

世界中の人に本物の価値を伝えたい!!

原稿を起こしていると研修の感動が蘇ります。(勿論、福豚しゃぶしゃぶの抜群の旨さは言うまでもありません)赤・白・黒の色調でデザインされた美に溢れたパンフレットはすべて息子さんによるものです。林さんご自身も油絵がパリの展覧会で受賞され、レストランの壁に品格を醸し出しています。

すべてにおいて本物を目指す林家のDNAは永遠なれ!!なぜならお父様の「環境を汚してはいけない」と、いち早く浄化槽を設置。SDGs社会を見通していたからです。

林きみ代さん、幸せな豊かな時空、そして多くの学びに心から感謝申し上げます。

(女性部会長 杉原 みち子)



青年部会

税務研修会



大辻署長

令和5年10月31日(火)「伊勢崎法人会青年部会税務研修会」がニューいづみにて開催されました。

冒頭、泉青年部会長から「今回の研修では、普段あまり馴染みのない審判所に関して知識を深めましょう。」という挨拶の後、伊勢崎税務署長の大辻秀幸様を講師にお迎えし、「審判所のはなし」と題して、ご講演を頂きました。

講演内容としては、国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関である。またその役割として税務行政部内における公正な第三者的機関として、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、公正な立場で審査請求事件を調査・審理して裁決を行うと説明がありました。

不服申立制度の概要や審理の流れ、また審査請求の状況等について具体的な例をあげ、分かりやすく説明していただきました。審判官として弁護士や会計士等が任期付職員として活躍していること、1年間にどれくらいの審査請求があり、それに対しどのような裁決がでているか等、興味深い話を聞くことができました。

今回の研修会で今まであまり知らなかった税の機関やその役割を学ぶことができました。今後も、税のオピニオンリーダーであるという自覚を持って、税制や機構の役割についての知識を習得し、より多くの方々にその内容を周知できるよう活動を続けて参りますので、今後の税務研修への積極的なご参加をお待ちしております。

(青年部会副部会長 須田 靖浩)

青年部会

全国青年の集い 山形大会

第37回法人会全国青年の集い山形大会が令和5年11月9日（木）・10日（金）に「やまぎん県民ホール」を主会場に開催され、「為せば成る！～感謝と恩返し of 想いを胸に～」を大会スローガンに全国から約2,000名を超える青年部会員が参加し、当会からは、泉部会長を始め7名が参加しました。

1日目は、全国の青年部会長が数十のテーブルに分かれて討議する「円卓会議」では、仲間作りを進める「会員拡大」と、税のオピニオンリーダー法人会として取り組む「租税教育活動」という2つのテーマについて活発な議論が交わされました。

2日目は、部会長サミット、会員交流分科会、山中大介氏（ヤマガタデザイン株式会社 代表取締役）による記念講演。租税教育活動や健康経営の事例発表ではどの取り組みも、自らを取り巻く社会や環境に根差し工夫やアイデアを凝らした事例が発表されました。これらの事例発表や大会式典を通じて、大会は大いに盛り上がりました。

今回、山形大会へ参加し、今後の租税教育活動、社員の健康管理等の取り組み等、様々な学びを得られ、今後の青年部会の発展のために全力を尽くす思いを新たにしました。これからも関係各位のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

（青年部会副部会長 阿部 典生）



青年部会

公開セミナー

令和5年11月20日（月）午後6時からメガネのイタガキ文化ホール伊勢崎2階大会議室にて令和5年度第1回法人会公開セミナーが開催されました。今回は臂泰雄伊勢崎市長を講師として迎え、『「共生のまちづくり」を目指して』と題した講演を行いました。

冒頭、本会の橋本会長より、「臂市長に交代してから、じわりじわりと伊勢崎が良くなってきていると感じている。」とご挨拶を頂きました。

講演内容については、①伊勢崎市の現状、②目指すべき都市像、③取り組み、④課題と対応策、⑤未来への出航、と5つに分けてご講演していただきました。

伊勢崎市の現状では、伊勢崎の現状を事細かに分析し、参加者に分かり易く説明されました。伊勢崎市は住民アンケートで74.1%の人が「住みやすい」「どちらかという住みやすい」と答えられるように住みやすい街となっています。なぜそう答えていただけるのかを、「災害が少ない」、「買い物が便利である」、等と分析をされ、結果を踏まえつつ、さらに前進した街づくりの構想を語っていました。またそれ以外にも、人口密度が県内1位となっており、すでにコンパクトシティになっている、若年層の割合が県内トップクラスである、工業団地造成、区画整理事業、オートレース場の活用等も説明していただきました。

伊勢崎市の目指すべき都市像は、「地域間の共生」「世代間の共生」「SDGsの共生」を掲げておりました。全体の整合性、効率性、公平性を考え、無駄なものを省き、必要なものを新たに作っていくスクラップ&ビルドで、この先伊勢崎市を伸ばしていくと語っていました。

伊勢崎市の課題については、市が何をやっているのかわからない等、市の情報発信を課題に挙げていました。市の情報については市のホームページ、広報等で発信しているがなかなか市民の皆様には届かないと苦慮していると語っていました。また、下水道整備やごみ処理場の改修についても解決していかなければならないと課題を挙げられておりました。

最後に伊勢崎市はSDGsに基づいた、「市民」「企業」「行政」が一体になる、持続可能な街づくりを力強く掲げていました。



臂市長

（青年部会副部会長 矢尾 明彦）

—信頼の証— 「実質的支配者リスト」 は法務局で！

手数料は無料！

○実質的支配者リストとは

株式会社の実質的支配者の氏名やその保有する議決権などが記載されたリストです。

この制度では、株式会社が作成した実質的支配者リストについて、商業登記所で所定の添付書面による確認を行った上で、その写しに登記官の認証文を付けた証明書を交付します。

○利用上のメリット

1 金融機関等：信頼性の高い実質的支配者情報が得られる

実質的支配者リストの内容については、商業登記所の登記官が確認を行っているため、公的に証明された信頼性の高い実質的支配者情報を取得できます。

2 株式会社：金融機関等で必要な手続きがスムーズに

実質的支配者リストは再交付も可能であり、提出が必要になったときにも利用できます。

お問い合わせ先

〒371-8535 前橋市大手町二丁目3番1号（前橋地方合同庁舎）

前橋地方法務局法人登記部門 027-221-4461（直通）

実質的支配者リスト制度・法務省



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

社会問題となっている所有者不明土地の発生を予防するため、民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

相続（遺言含む。）により不動産（土地や家屋）を取得した相続人は、その不動産の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

正当な理由がないのに、相続登記を申請しない場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。相続された方は、今のうちから不動産の相続登記を済ませておきましょう。

詳しくは、法務省ホームページ（「法務省 所有者不明」で検索）で確認できます。

お問合せ

前橋地方法務局 不動産登記部門 Tel.027-221-4466（代表）



令和6年新年会開催のお知らせ

一般社団法人伊勢崎法人会新年会を次のとおり開催します。

- 日時: 令和6年1月22日(月)午後6時から
- 場所: 最高の日 喜多町29-1 ☎75-1717
- 会費: 3,000円

※会員多数のご参加をお待ちしております。
お申し込みは、同封の開催案内をご覧ください。
なお、申込はFAXにて、1月15日(月)必着で
お願いいたします。

第73回 親睦ゴルフコンペ成績

11月22日(水)玉村ゴルフ場(18hole・par72)において、第73回親睦ゴルフコンペを開催しました。秋晴れの穏やかな陽気に恵まれ、参加者の皆さんはOUT・INとも8時31分、元気に次々とコースへと、青空の下でゴルフを満喫していました。

今回も青年部会が「ダブル・コンペ」として参加。一般の部7人(うち青年部会3人)、シニアの部8人の計15人で行われました。上位入賞者は次のとおりです。(敬称略)

一般の部	優勝	吉田 勝昭	G89	Net71.0
	準優勝	泉 宏彰	G94	Net73.6
	第3位	神澤 秀明	G98	Net74.0
	ベストスコア	吉田 勝昭	G89	
シニアの部	優勝	松原 香	G94	Net71.2
	準優勝	竹田 孝	G90	Net73.2
	第3位	中島 一夫	G80	Net74.0
	ベストスコア	中島 一夫	G80	
青年部会の部 (Wコンペ)	優勝	泉 宏彰	G94	Net73.6
	準優勝	山直 直哉	G110	Net80.0
	第3位	赤石 光裕	G110	Net81.2
	ベストスコア	泉 宏彰	G94	



シニアの部優勝の松原さん(右)



一般の部優勝の吉田さん(右)

月	日(曜日)	行 事	場 所
1月	16日(火)	広報委員会11:00	伊勢崎商工会議所
	17日(水)	正副会長等会議14:00	伊勢崎商工会議所
	20日(土)	公開セミナー 14:00 講師(株)office 3.11 代表取締役 井出留美氏	最高の日
	22日(月)	令和6年新年会18:00	最高の日
	23日(火)	決算期別説明会14:00	伊勢崎商工会議所
2月	6日(火)	女性部会新年例会11:30	プラザアリア
	14日(水)	総務委員会14:00	伊勢崎商工会議所
	28日(水)	県連:正副会長会議、理事会13:30	前橋商工会議所
3月	2日(土)	生活習慣病健診9:00 ※別途送付の健診案内でお申し込みください	伊勢崎商工会議所
	5日(火)	正副会長等会議14:00	伊勢崎商工会議所
	13日(水)	理事会14:00	伊勢崎商工会議所

令和6年
これから
の行事予定

Editor Column

コラム



皆さま明けましておめでとうございます。

コロナの制限が緩和されて初めての新年を輝く光のもとで迎えていることと思います。

昨年5月に組織変更で新しい広報委員会が動き出してから2回目のHoujinの発行となりました。本年もよろしく願い致します。

昨年10月18日に第39回法人会全国大会が高崎芸術劇場とホテルメトロポリタン高崎で開催されました。伊勢崎法人会は開催県ということでスタッフとして出席してまいりました。道路の誘導から接客・受付業務、式典関係業務などにそれぞれ配属されまして、運営の一端を担ってまいりました。ちなみに私は式典の係として舞台裏の袖に待機して誘導や案内をしてまいりました。

高崎芸術劇場は2019年9月の開館で、真新しくゴージャスで、まさに全国大会の開催にふさわ

しい会場でした。大劇場約2,000席に対して全国から1,500人以上が参加しましたが施設には十分なキャパシティがあり、お客様にも満足して頂けたと思います。

式典の後、懇親会のためにホテルメトロポリタンに会場が変わりますが、高崎駅まで続く高架の歩道橋により安全かつ快適に移動することが出来ました。

朝7時30分に集合してから懇親会の終了まで12時間近くの長丁場でしたが充実した一日でした。(広報委員長 北原康男)



会場準備風景



群響によるウエルカムコンサート